

承認第5号

専決処分の承認について

( 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例 )

緊急を要したため、平成21年6月18日に別紙のとおり条例を定めたので、  
報告するとともに承認を求める。

平成21年9月5日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第18項」を「附則第21項」に改める。

附則に次の3項を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

19 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

20 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

21 前2項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（委任）

3 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。